

一般財団法人日本看護学教育評価機構  
受審料に関する規程

2019年8月23日

規程第8号

改正 2024年12月13日 規程第59号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構が実施する看護学分野別評価に関する受審料について定める。

(受審料)

第2条 受審料は、申請1件当たり1,500,000円（税別）とする。

2 再評価に関する受審料は、申請1件当たり900,000円（税別）とする。

(取消料)

第3条 以下の期間に申請辞退を申し出た場合は、次の各号に定める取消料を支払うものとする。

(1) 受審校説明会参加後から受審前年度9月末まで	300,000円（税別）
(2) 受審前年度10月から受審前年度末（3月31日）まで	500,000円（税別）
(3) 受審年度（4月1日）から受審料支払期限まで	1,500,000円（税別）

(納入)

第4条 受審料または取消料は、指定の期日までに納入しなければならない。

2 受審料または取消料に係る振込手数料は、申請大学の負担とする。

3 納入された受審料または取消料およびその消費税は原則として返還しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

- この規程は、2019年8月23日から施行する。
- この規程の改正は、2024年12月13日から施行する。